

序 論





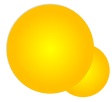
1 総合計画策定の趣旨

王寺町では、2004（平成16）年に「水と緑と人がきらめく、風格ある生活環境都市」を将来像とした総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んできました。

この間、少子高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化、地球環境問題の深刻化、世界経済の混迷や東日本大震災の発生などによる社会経済状況の変化が進みました。また、本格的な地方分権時代を迎え、行政に求められる住民のニーズが高度化・多様化する一方で、人口減少や高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会保障費の増大など、国・地方自治体ともに財政状況は厳しさを増しています。

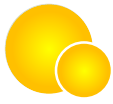
今後、さらに人口減少や高齢化の進展、地域間競争の激化に加え、大規模災害の発生が見込まれるなか、社会の変化に対応し、さまざまな課題を克服しながら、確かなまちづくりを進めていくためには、住民と行政がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組んでいくことが求められます。

そこで王寺町では、概ね10年後の将来像を示し、住民と行政が協働しながら、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針・戦略として、これからの時代を切り開く新たな総合計画を策定します。



2 総合計画の位置づけ

- (1) 総合計画は、行政運営の計画書であり、全分野の政策の基本指針となるものですが、総花的・羅列的になることを避け、事業の優先順位付けや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとしします。
- (2) 地方分権が進むなかで、時代の変化を先取りし、柔軟に地域課題への対応をしていくことが大切です。そのため、住民と行政が力を合わせ、地域づくりの仕組みを構築するための取組など「協働のまちづくり」の指針としします。
- (3) 限られた財源のなかで、「量」から「質」を重視した計画が求められています。また、既存資源の有効利用など、発想の転換が必要となっています。この計画では、住民の暮らしに着目し、「どのように住民サービスの向上を図り、適切に提供していくか」、そのために「必要かつ重要な施策は何か」ということに重点を置くものとしします。



3 総合計画の策定方針

総合計画の策定方針は以下のとおりです。

王寺町の「魅力」・「地域力」・「行政力」を生かした将来戦略と
住民と行政の協働の仕組みづくり

【策定方針設定の考え方】

◇行政においては◇

- ・まちの将来像を明確にし、その達成のための施策の方向性の設定と実施体制を築くための計画と位置付ける。
- ・住民アンケート調査分析、パブリックコメント等からの意見を幅広く収集し、「住民（顧客）志向」を反映させる。
- ・「成果志向」「コスト意識」の定着を図るため、政策や事務事業の点検・評価の実施や評価結果に基づく、組織体制や予算への反映を一体的に位置づけ、効果的、効率的に管理できるシステムを構築する。

◇住民においては◇

- ・まちづくりへの参画意識を高める。
- ・「行政の意識改革」とあわせ「住民の意識改革」による「協働のまちづくり」を目指す。



4 総合計画策定で重視する視点

総合計画の策定にあたっては、以下の5つの視点に重点を置きました。

(1) 柔軟で戦略的な計画づくり

施策の優先性、重要度を設定しながら、時代の潮流に合わせ、柔軟に対応することができる計画づくりを目指す。

(2) 成果・実行性を重視した計画づくり

将来像やまちづくりの目標と、達成に向けた取組を設定し、それを実現するための実行性のある計画づくりを目指す。

(3) 協働の計画づくり

計画策定段階から積極的に住民が参画できる場を設けるとともに、計画策定後も住民と行政の協働によるまちづくりの実践を促進する計画づくりを目指す。

(4) わかりやすい計画づくり

王寺町が目指す方向性をわかりやすく伝えるとともに、行政の業務指針にとどまらず、住民生活の視点での施策体系による計画づくりを目指す。

(5) 地域性・独自性のある計画づくり

地域の実情やこれまで育まれてきた王寺町の歴史・文化を考慮し、独自性のある計画づくりを目指す。



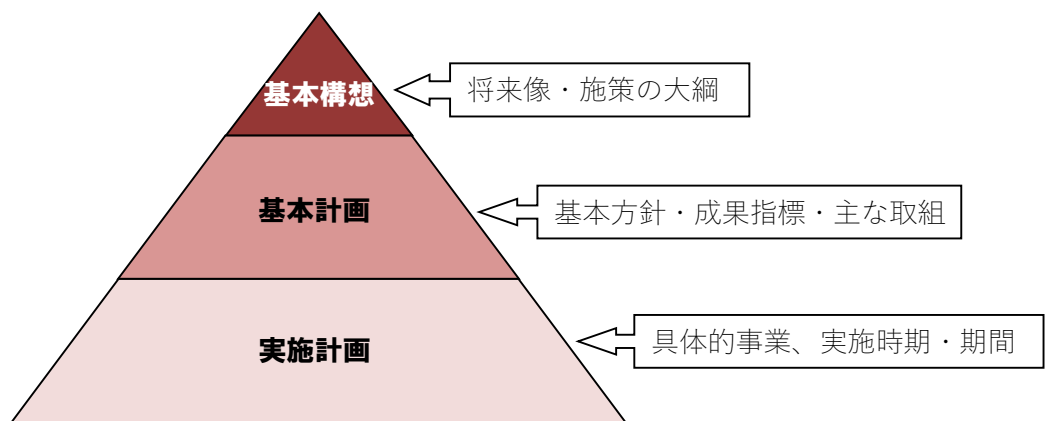
5 総合計画の構成・期間

この計画は、王寺町の目指す将来像及び施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な行政運営の指針となる「基本計画」、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を具体的な事業として定める「実施計画」で構成します。

基本構想は、計画期間を 2019 年度から 2028 年度の 10 年間とし、基本計画は、基本構想期間の前期に相当する 2019 年度から 2023 年度の 5 年間、実施計画の計画期間については、事業に応じ設定し、毎年更新することにより実効性の高い計画とします。

| | |
|------|--|
| 基本構想 | 目指すべきまちづくりの基本理念と将来像を明確にするとともに、その実現に向けたまちづくりの目標や施策の大綱を示すものです。 |
| 基本計画 | 基本構想に基づいて実施していく施策ごとの基本方針、成果指標、主な取組などを示すものです。 |
| 実施計画 | 基本計画に位置付けた施策を事業として具体化する計画です。事業に応じ計画期間を設定し、本計画の進行管理を行います。 |

■総合計画のイメージ



■計画の期間

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 |
|------------------------------|--------|--------|-------------|--------|------------------------------|--------|--------|-------------|--------|
| 基本構想(2019年度～2028年度) | | | | | | | | | |
| 前期基本計画(2019年度～2023年度) | | | | | 後期基本計画(2024年度～2028年度) | | | | |
| 実施計画 | | | 実施計画 | | 実施計画 | | | 実施計画 | |